

平成19年7月26日

証券取引等監視委員会 御中

社団法人 信託協会

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(案)に関する意見について

標記につきまして、別添のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

願ひ申し上げます。

以上

NO.	該当箇所		質問 要望	内 容
	項番	頁		
1	全般	-	要望	<p>登録金融機関に対する本件マニュアルの適用範囲（適用項目）を明確にしていきたい。</p> <p>本件マニュアルの内容は、登録金融機関が適用される「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」の内容と重複する部分も多いが、完全に平仄が合っている訳ではないため、実際の検査に際してはどちらの内容を適用すべきか混乱を招く可能性がある。</p> <p>実際に検査を行う際の効率性を高めるためにも、登録金融機関に対する本件マニュアルの適用範囲を具体的に明示していきたい。</p> <p>例えば、経営管理態勢、法令等遵守態勢、監査態勢、危機管理態勢、リスク管理態勢等については既に金融検査マニュアルにおいて全体の確認を行うこととされているため、本マニュアルにおいては金融商品取引業に関する部分が適用対象となる、との理解でよいか。</p>
2	全般	-	要望	<p>「登録金融機関の場合、法令等の適用を受けない事項を除き、第一種金融商品取引業者の確認項目を準用することとなる」（8頁、（4））とあるが、登録金融機関が取り扱える業務は主に「第二種金融商品取引業」であるため、「原則は第二種金融商品取引業者の確認項目を準用することとし、必要に応じてその他の項目を確認することとしていただきたい。</p> <p>なお、その場合でも上記の通り、適用範囲を具体的に明示していきたい。</p>
3	全般	-	質問	<p>登録金融機関としての取扱業務には、従来の証券業務（国債・投信の窓販等）や、現行の信託契約代理業のうち金商法に移行する部分（信託業法2条8項参照）の業務を金融機関が取扱う場合も含まれるが、それらについても、本件マニュアルが適用され、証券取引等監視委員会による検査が行われるのか、確認したい。</p> <p>「金融検査マニュアル」にも、証券関係業務に関する記載があるが、この部分は今後も存続して金融庁による検査が行われるのか、確認したい。</p>
4	全般	-	質問	<p>信託契約代理業のうち金商法に移行する部分（信託業法2条8項）を取り扱う金融機関以外の信託会社は「第二種金融商品取引業者」に該当すると考えられるが、これについても本件マニュアルにより検査が行われると理解してよいか。</p>
5	全般	-	質問	<p>信託兼営金融機関が投資助言・代理業務や投資運用業を行う場合も本件マニュアルが適用され、また、その他の金融機関が投資顧問契約締結の代理・媒介を行う場合（ラップ口座等）も同様に適用対象となると理解してよいか。</p>
6	全般	-	質問	<p>信託業法24条の2により金商法が準用される「特定信託契約」の引受けに対しては、本件マニュアルは適用されないと理解してよいか。</p>

7	全般	-	質問	銀行法により金商法が準用される「特定預金等」に対しては、本件マニュアルは適用されないと理解してよいか。 また、適用される場合は具体的にどの項目で確認することとなるのか確認したい。
8	全般	-	要望	「リスク管理部門」の定義を明確にしていきたい。また、「リスク管理態勢」の確認項目には「内部管理態勢」の項目は含まれないと理解してよいか。
9	- 1 - 1 態勢 編・共通項目 1．経営管理態勢 (2) 経営方針等	11	質問	本件マニュアルでは「経営方針」を定めることが求められているが、登録金融機関においては「金融検査マニュアル」において金融機関の業務全般に係る「経営方針」の制定が求められている。登録金融機関については、別途「金商法の登録金融機関業務に係る経営方針」を策定せずとも、金融機関の業務全般に係る経営方針の中に金商法の登録金融機関業務に係る経営方針が含まれていればよいという理解でよいか。
10	- 1 - 1 態勢 編・共通項目 5．危機管理態勢	23	要望	本項目は「金融検査マニュアル」では「取締役会等」の役割として規定されていることと比較し、「取締役会」としてより厳しく設定されている。 「金融検査マニュアル」と平仄を合わせ、「取締役会等」にして頂きたい。
11	- 1 - 1 態勢 編・共通項目 5．危機管理態勢	23	要望	「対策責任者は、危機管理マニュアルを策定し、取締役会等の承認を得て役職員に周知しているか。」とあるが、「金融検査マニュアル」では「取締役会等の承認」までは求めていないことから、「金融検査マニュアル」と平仄を合わせ、「取締役会等の承認」の文言の削除又は、「組織の規模・特性に応じた適切な社内承認」への修正を願いたい。
12	- 1 - 1 態勢 編・共通項目 5．危機管理態勢	23	要望	危機管理マニュアルに盛り込む事項として、「危機のレベル・類型による場合分け」を求めているが、「危機のレベル・類型」は無限にあり、細かく分けることの実効性に疑問がある。また、「金融検査マニュアル」ではそこまで求めていないことから、「危機のレベル・類型に応じた」の文言の削除又は表現の修正を願いたい。
13	- 1 - 2 態勢 編・第一種金融取引業者 2．リスク管理態勢 (2) リスク管理手法及び規程の整備	33	質問	「リスク管理手法や社内規程の内容は、営業部門等の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。」とあるが、「また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。」については、具体的にどのような点に着眼するのかを確認したい。

14	- 1 - 2 態勢 編・第一種金融取引業者 2. リスク管理態勢 (2) リスク管理 手法及び規程の整備	34	質問	「リスク管理のための社内規程には、手続き、権限、必要書類及び緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、リスク管理部門は、職員が社内規程に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。」とあるが、「検証」とは具体的にどのようなことを指すのか確認したい。
15	- 1 - 2 態勢 編・第一種金融取引業者 2. リスク管理態勢 (3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割	34	質問	「リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類や取扱商品を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。」とあるが、「業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。」の主語は、「リスク管理部門の責任者」では不適當と思われるが、具体的に誰を指すのか確認したい。 また、「業務取扱商品の見直し等を判断し、実行すること」につき、営業部門等の位置付けはどのように考えればよいかご教示いただきたい。
16	- 1 - 2 態勢 編・第一種金融取引業者 3. 自己資本規制 関連リスクの管理態勢 (8) 信用リスクの管理	38	要望	「新商品又は新規業務の導入に当たっては、あらかじめリスク管理部門により検証・評価を行うとともに、必要に応じて法務担当部門等の意見を聴取する仕組みが構築されているか。また、取締役会等は、これらの評価及び意見等を十分斟酌した上で、新商品又は新規業務の導入を承認する体制としているか。」とあるが、新商品の導入を承認する主体が取締役会等である必要はないと考える。 「取締役会等は、これらの評価及び意見等を十分斟酌された上で新商品又は新規業務の導入が承認される体制を整備しているか。」に修正願いたい。
17	- 1 - 2 態勢 編・第一種金融取引業者 4. 事務リスク管理態勢 (2) 管理体制の整備	43	質問	「精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が形式的、表面的なものとなるなど、本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。」とあるが、「努めているか」では検査項目の基準としては不明確であると考え。 検査において具体的にどのようなチェックを行い、何が出来ていれば問題ないと判断するのか明確にしてください。

18	- 2 - 1 業務 編・共通項目 2. 内部管理 (3) 書面の交付 状況	89	質問	「顧客への法定書面の交付記録」とは、「交付したか否か」であり、交付日付の管理までは含まれないと理解してよいか。
19	- 2 - 1 業務 編・共通項目 4. 本人確認等 -八	92	質問	本人確認記録として電話番号・メールアドレス等が登録されていないシステムのストックデータに対しても、なりすまし防止のためにチェックを行う必要があるのか。
20	- 2 - 2 業務 編・第一種金融取 引業者 5. デリバティブ 営業 (1) 勧誘・取引 実態の把握	100	質問	「デリバティブ取引（法令に規制のあるものに限る。）において、勧誘に先立って顧客に対しその勧誘受諾意思を確認しているか」とあるが、「（法令に規制のあるものに限る）デリバティブ取引」とは、具体的に何を想定しているのか。外為証拠金取引等、金融先物取引と解してよいか。
21	- 2 - 2 業務 編・第一種金融取 引業者 5. デリバティブ 営業 (3) 勧誘資料	100	質問	「取引経験が浅い顧客」とあるが、これは金商法における「一般投資家（所謂アマ顧客）全て」を指しているのではなく、「各業者と取引を有する顧客のうち経験が浅いものと業者が判断した顧客」と理解してよいか。
22	- 2 - 2 業務 編・第一種金融取 引業者 5. デリバティブ 営業 (3) 勧誘資料	101	質問	「最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額」とあるが、オプションの売り取引の場合、想定される最大損失額は無限大であり、具体的な損失額を記載することは困難である。 このため、これに類する取引の場合、具体的な想定最大損失額は記載しない事としてよいか。

以上